

まもなく改正建築士法に基づく新しい建築士制度がスタート

(見落としはございませんか？今一度ご確認くださいようお願い申し上げます。)

平成20年11月28日から、改正建築士法に基づき、新しい建築士制度がスタートします。

【目的】建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、設計・工事監理業務の適正化等を図ることで、構造計算書偽装問題により失われた国民の安全性・信頼を回復することを目的としています。

1. 定期講習の受講義務づけ

- 建築士事務所に所属する建築士は、3年ごとに定期講習を受講することが義務づけられます。(建築士事務所所属でない建築士は義務づけがありませんが、受講可能です。)
- ・法施行時点(平成20年11月28日)で建築士事務所に所属している建築士は、初回は平成24年3月31日までに、その後は3年ごとの年度内までに受講する必要があります。
- ・定期講習は、1日間(6時間程度)で、5時間の講義の後、1時間の〇×式の修了考査が実施されます。
- ・修了考査で及第点を取得できない場合は、再受講が必要になります。

2. 管理建築士の要件強化

- 建築士事務所の管理建築士になるためには、建築士として3年以上の業務に従事した後、管理建築士講習を受講することが必要になります。
- ・法施行時点(平成20年11月28日)で既に建築士事務所の管理建築士である方は、法施行後3年以内(平成23年11月27日まで)に、実務経験要件を満たし、管理建築士講習を受講していただく必要があります。
- ・管理建築士講習は、管理建築士となる資格を取得する講習であるため、一度取得される(講義を受講し、修了考査に合格する)と、その後は受講する必要はありません。
【※今まで5年ごとに実施されていた岡山県知事指定講習とは別の制度です。知事指定講習は、法施行後3年間はお休みし、3年後ふたたび実施していく予定です。】
- ・なお、実務経験と認められる業務には、建築士事務所開設が必要となる業務(設計・工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定、手続の代理)となります。

3. 管理建築士又はその他の建築士による重要事項説明の義務づけ

- 設計・工事監理契約の締結時に、管理建築士又はその他の建築士が建築主に対し書面を交付して、重要事項の説明を行うことが必要となります。この際、建築士免許証の提示が必要です。(一級建築士免許証が携帯可能なものへと変更されます。)
- ・重要事項の内容については、作成する設計図書の種類、工事監理に際しての工事と設計図書との照合方法等です。詳しい内容については、省令に記載がございますのでご確認ください。(※重要事項で説明する内容は、10月中旬頃に国土交通省より公表予定です。)

4. 再委託の制限

- 委託者が許諾した場合であっても、建築士事務所の開設者以外の者(建築士事務所登録をしていない者)への設計・工事監理の再委託が禁止されます。
さらに、階数が3以上、かつ、1000㎡以上の共同住宅の新築工事について、委託者の許諾を得た場合で、設計・工事監理の一括再委託(いわゆる丸投げ)が禁止されます。

5. 構造設計一級建築士/設備設計一級建築士制度の創設

- 一級建築士として5年以上の構造設計/設備設計に従事した後、講習を修了した者が構造

